



広報

2016 December No.335

# みはら



土佐硯の里



## 村税納付

### 期限のおしらせ

- 固定資産税3期 及び 国民健康保険税6期 平成28年12月26日まで
  - 村県民税4期 及び 国民健康保険税 7期 平成29年1月31日まで
- よろしくお願ひします。

### 最低賃金 改正の お知らせ

平成28年10月16日から高知県最低賃金は、1時間715円です。  
 ☆最低賃金についてのお問い合わせ先  
 高知労働局 賃金室 電話(088-885-6024) または 各 労働基準監督署へ

# 12

人口と世帯数 | 総人口：1,648人 | 男：802人 | 女：846人 | 世帯数：777世帯

(平成28年10月31日現在)

# 議会だより

平成28年12月1日

発行：三原村議会 編集：議会広報委員会

## 10月臨時会

- 第5回臨時会 ..... ①ページ
- 第6回臨時会 ..... ⑤ページ
- 10月臨時会議案の賛否一覧 ..... ⑥ページ
- 常任委員会の動き ..... ⑥ページ

平成28年

## 第5回臨時会

### 議案審議

#### ユズ搾汁用冷凍施設等の

#### 工事請負契約変更の締結

契約金額1億4千6百91万2千4百円を、1億4千8百42万2千2百40円に変更し、完成期限も、平成28年10月28日を、平成29年2月28日に変更。

#### 提案理由の説明

ユズの選果、搾汁の作業期間以外で雇用の創出を図る事を目的に、設置機械の選定をした事に伴う契約金額の変更をするものです。

工期の変更は、設置機械の選定において視察及び関係機関との協議を繰り返し実施した事により、最終選定機械の決定に時間を要したためです。

#### 質疑 増井三郎

10月12日の委員会で説明したのと、10月17日の委会

に説明したのと金額の差がある。村民も注目しており、説明する義務があるから前々から質問等をしている訳で、もつと慎重にやるべきじゃないか。

5日の間に急に変わるといふ事は緊張感がないといふように感じる。  
村長の意見を伺う。

#### 答弁 田野村長

代理として委員会の中に副村長が出席し説明をしています。

私の言葉と違って頂きたい。

#### 質疑 増井三郎

最初の委員会と5日後の委員会で説明をされた金額との差がかなりある、担当課長との連携が取れてないのではないかというような事が、非常に気になる。

職員との連携を密にしていくべきではないか、村長の所見を伺う。

#### 答弁 田野村長

7百万円位の変更という事についての指摘で、全て

の把握という事の認識不足でした。  
今後はしっかりと課長なり職員と話をしながら、健全化に向けて努力します。

#### 質疑 嶋田一二三

最初の委員会で資料を示され何点か指摘し、その5日後の10月17日の委員会には、指摘した額に対して1割程度の金額変更の計上での説明があった。

委員会軽視、議会軽視になると私は認識している。

これだけの大事業をする中で、計画なしに遂行しているのではないか、将来の不安を感じている。

今回提案された機械では、もう商品化されて、消費者の口に入る最終商品が出来上がるような機械が提案されており、どのような販売ルートの拡大を考え、どれだけの収益を試算しているのか、参事に伺う。

#### 答弁 高添参事

販売ルートに関しては、連携事業者に販売を委託する事と、連携事業者と新た

な販売の拠点を作っていき  
たい。

今現在での、販売量とか  
の部分が全部確認出来てお  
りませんので、今後、照査、  
詰めて、どれだけの利益が  
あるかは総務常任委員会等  
で説明させて頂きたい。

**質疑** 嶋田一二三

今の段階ではそういう答  
えしか出来ない事は承知し  
ていますが、実際消費者の  
口に入るような物が商品化  
される、機械を導入する  
という事ですから、作った後  
で売れ残りのないよう販売  
するように。

また、成功させないとい  
けない事業ですので、今回  
の連携業者が撤退というよ  
うな事が起きないよう、密  
に連絡を取り、議会との協  
議もし、皆で考え、しっかり  
やるように。

**質疑** 田村清廣

完成期限について、事前  
契約の分の工期も延長する  
のかしないのかという点を  
再確認する。

また、連携業者に販売を

委託するという話ですが、  
三原産の製品であるという  
部分が残せるのか。

**答弁** 田辺産業建設課長

先に契約した既存の部分  
については、10月31日出  
来高の検査を実施し、受け  
取り、後の部分の機械の追  
加については、工期を変更  
するという事です。

**答弁** 高添参事

三原村のユズの産地とい  
うのはまだまだ周知されて  
いないので、三原村の表示  
を付けて販売していきたい。  
ユズの商品についても、

農業公社が製造の許可を  
取って、公社が製造者、販売  
者として三原村の名前をP  
Rしていきたい。

**質疑** 宮地臣一

変更理由の中で、一次加  
工品製造から最終加工品  
製造までとする事となつて  
いるが、いつ誰が決定した  
のか。

**答弁** 高添参事

当初計画をしていた九州

の連携事業者が、三原での  
ユズオイルの抽出に失敗し  
たため、ユズ皮の加工につ  
いて協力できない旨の説明  
を、私と村長と副村長で受  
けました。

このため、他の連携事業  
者を探して、最終的な商品  
まで加工して販売する方向  
性に至りました。

**質疑** 宮地臣一

執行部には前々から言っ  
ているが、事業計画を行う  
ときには、事前に総務委員  
会で説明を尽くしてから提  
案すべきではないか。

通常ならこの案件は、削  
除するべきところは削除し、  
新規事業について改めて議  
論するべきではないか。

**答弁** 田野村長

言われるとおりですが、  
今回は時間的に余裕がな  
く、このような提案になつ  
たことをご理解願いたい。

**質疑** 浅井大徳

三原村ユズ搾汁用冷凍  
施設等の新築工事の変更  
理由の中で、雇用の場の創

出という事ですが、雇用創  
出に対してどれぐらいの人  
員と期間を考えているのか  
伺う。

**答弁** 高添参事

想定をしている約5t  
のユズの皮を商品にするの  
に、大体4、5名で2ヶ月位  
で、その後の10ヶ月間の雇  
用が出来ませんので、連携  
事業者から作業受委託を受  
ける事により、三原で周年  
雇用につながるものと考え  
ております。

これはまだ正式な契約と  
かを結んでおりませんが、  
委員会等で検討をお願いし  
たい。

**質疑** 新谷和幸

工事費は村の予算です  
が、農業公社が事業主体で  
進めており、一次加工から  
最終製品を作るという事業  
変更の契約変更だが、農業  
公社の理事会の中で十分検  
討されているのか。

また、理事の理解は得ら  
れているのか。

**答弁** 藤本副村長  
先日も農業公社の理事会  
を開催し、ある程度理事に  
は分かかって頂いていると理  
解しています。

**武内議長**

6名の議員から質疑があ  
りました。

非常に重要な案件だと思  
っており、私はまだ疑義  
が払拭出来ていませんの  
で、自席にて質疑をします。  
副議長と交代します

**議長を副議長と交代**

**質疑** 武内茂充

県内でも、議長が質疑を  
するというのは大変異例な  
事だと認識しており、同  
僚議員の皆様には理解をい  
ただきたい。

変更理由として、加工機  
器の機械機種の変更によ  
り、一次加工品製造から最  
終加工品製造までとする事  
で、収益の向上、雇用の場  
の創出を図るとあるが、その  
大きな要因は、相手方の事  
業者の変更によるものと10  
月12日の総務委員会では報告

を受けている。

しかし、今回の最終加工製品を作るといことは、大きな経営戦略の修正だと考えており、12日、17日の午前中に、農業公社が確保すべきユズ量という、A4用紙1枚の説明書で説明は受けました。

この三原の村勢をかけた一大事業の方向転換をするにあたり、議会への説明は全くこれでは不十分だと思うが、それで十分だと考えているのか。

事業者の変更により、一次加工から最終加工にするため、当初6月21日に締結した契約内容から、真空ニードラー6百リットルを3百リットルに縮小、そして農産物温風乾燥機とジャム充填機、セミオートシール、ジャンボボックスを追加導入するという議案になっていくが、請負契約の変更という形で、全く異なる設備を導入する事は随意契約の疑義が生じると認識をしているが、執行部の認識を伺う。

設備費追加分として、10月12日には、約1千4百62

万円というものが出て、5日後の17日に説明を受けた時は5百86万円と減額をしている。その差額は農業公社の内部金というのか、

我々議会の議決の承認の要らない所のお金で導入すると聞いているが、その機器の内容も我々議会も知っておく必要がある。

導入する機械の名称を伺いたい。

**答弁 田野村長**

理事長、参事も委員会に出席し説明したので、しっかり確認し、説明によって理解をしているという認識を持っていた。

指摘を受ける中で、言葉での説明よりも、書類の方の説明をしっかりと出さなければいけないかと反省しており、今後の説明は文書にして、しっかりと提案していきます。

**答弁 武内総務課長**

随意契約の件で、県にも問い合わせをしましたが、工事の目的を達成する為には、機械の規模や種類を変

更する事は可能という事で、皮の加工は可能と考えております。

**答弁 藤本副村長**

本年度の公社の事業で、国からの加速化交付金というものがあり、それにはハード、ソフト大体半々くらいに使いなさいとご指摘があります。

当初その中のハードは、大まかな形での計画で、今回、自動計量器についてはこの加速化の中で買えるという事で変更しました。

公社の事業ですが、言われるように皆さんに話をすべきかもしれないが、公社としてはこういう事で加速化事業資金で購入すると。こういう事で自動計量器分の約9百万を除いたと、こういう事です。

**反対討論 武内茂充**

ユズ産地化の事業は、大きく分けて2つの事業が存在すると思っており、経営計画、そして運営計画、つまり製造販売の一貫した計画。それがあって、次に初め

て設備を導入すべきだといふふう以前から考えており、今回の議案は最も重要な経営計画の中の製造品が、お菓子の材料からお菓子に変わると。執行部の方は軽微な変更だと言いますが、非常に重要な変更だと思っております。

販売先も今年の6月21日に契約締結議案を議決した時に予定した業者と別の業者に変更するという事も伺っており、どういう業者で、どの程度という説明も全く受けておりません。その為に不必要な設備を縮小し、新たに必要な設備を導入をしようという大きな変更であります。

それについての説明を12月12日と17日と2回に渡り受けたが、答弁が日によって2転3転という事もあつたし、答弁者によって若干内容が変わったりした事もあり、経営計画が十分に出来ていると判断出来ておりません。

よって、変更理由に明記されている収益の向上、雇用の場創出を図るとありま

すが、多少の雇用は増えて来るかもしれませんが、収益の向上というのは全く望めるような計画になっていないと判断しており、むしろ赤字が増大をする可能性があると、経営計画が不十分なままでの設備投資を先行して行うというのは賛成を出来ません。

また、事業計画の大きな変更に伴う設備の縮小、そして全く異なる機器の導入にあたり、新たな入札を行わず、工事請負契約の変更として導入しようという本議案には、随意契約の疑義があり、容認出来るものではないとあります。

今後、同様の議案、また議会議決の必要のない5千万円未満の事業予算を承認した後に、変更の提案が容易になる悪しき前例となります。

ユズ事業は本村の最重要事業の1つで、今後も相当額の予算をつぎ込んでいかなければならないと思っております。当然、最終加工製造までいくという方向性は

間違っていないと思つていますが、急がば回れということわざもあります。

同僚議員の皆様には、しつかりと議論を尽くし、間違いのない方向で進める為にも、良識のある判断をお願いし、反対討論とします。

#### 賛成討論 大倉民雄

農家が大切に育てた皮であり、最終加工までもつていこうという考えは賛成をします。

先程反対の立場での意見もありましたが、この方法が良いか悪いかという事も言われましたが、総務課長の調査結果では可能と認めていますので、賛成をしたいと思います。

#### 反対討論 新谷和幸

今ユズの皮の加工の基本的な考えに反対するものではないませんが、今まで連携してきた会社の受託事業としてトリミング加工する方針で進めてきて、6月には機械の入札も行われている。

その中で、急に受託事業から公社が主体になってお菓子の製造、販売まで手掛ける事は勉強不足ではないかと思ひますので、反対します。

#### 賛成討論 田村清廣

入札後に変化があり、当初の出荷業者のユズ皮についての内容変更があり、ピール加工をして持ち帰るという部分が、皮のままを持ち帰るといふ事になった為に機械を一度は縮小すると、新たな連携事業者が出てきた中で協議をし、最終加工まですべきという指導があつて、この事業に入つてゐるのだと思ひます。

ユズの行き先について研究をする中で、変わつて来たものであるというふうについて、村が目指しているユズの最終的な産地化に向けての変更ではないし、このプロジェクト交付金の中でこの事業を進める、このような方法でこれを遂行する事については可能であると考えますので、今回の提案について賛成をします。

#### 議長を交代

#### ユズ搾汁施設整備工事の請負契約変更の締結

契約金額1億7千4百74万4千円を、1億7千2百73万8百80円に変更し、完成期限も、平成28年10月28日を、平成29年1月20日に変更。

#### 補足説明 田辺産業建設課長

同様の説明ですが、当初計画であるユズの選果、搾汁の作業期間以外で雇用の創出を図る事を目的に機械の選定をした事に伴う契約金額の変更です。

工期の変更については、設置機械の選定において視察及び関係機関との協議を繰り返し実施した事により、最終選定機械の決定に時間を要した為、工期を変更するものです。

#### 質疑なし

#### 反対討論 宮地臣一

この件は、ユズ搾汁用冷凍施設等の工事請負契約変

更の締結と同じく、削除するところは削除し、新規事業は新たに検討すべきと考へるので、この提案の仕方について反対します。

#### 賛成討論 田村清廣

国のプロジェクト交付金を採用する中で、軽微な変更の内容の一部だと考へ、目指している最終的なユズ加工についての狂いはないと思つておりますので、賛成します。

#### 平成28年度三原村一般会計歳入歳出補正予算

#### 補足説明 武内総務課長

公有財産購入費で、現在、三原村土地開発公社が所有しています下長谷コノヲの20筆、2万2千1百3㎡の購入で、ユズの振興を図るものです。

#### 補足説明 田辺産業建設課長

ユズ搾汁機械設置工事及びユズ加工用冷凍庫施設工事について、当初計画であ

るユズ選果、搾汁の作業期間以外の雇用を図るため、設置機械の変更の増減額を計上したものです。

農道関係維持補修、道路維持委託業務及び村道舗装補修工事他、また、河川補修、農地農業用施設災害復旧工事については、地区提出の關係の災害報告書に基づき、緊急順位を図りながら実施するためのものです。

多面的機能支払い交付金については、農地、水路等の災害報告書に基づき、緊急順位を図りながら実施するための助成金を計上したものです。

社会資本整備総合交付金については、村道安ヶ市線道路改良工事における電柱2本の移転補償費を計上したものです。

林道災害復旧工事については、先の災害査定において採択となつた、林道下切線災害復旧工事を実施するために計上したものです。

公共土木施設災害復旧事業査定設計については、12月実施の第9次公共災害査

定を受検するために査定測量設計12件分を計上したものです。

**質疑 宮地臣一**

多面的機能支払交付金において、流出した耕作地の表土を復旧するために、村はどの程度の表土を提供できるのか。

**答弁 田辺産業建設課長**

表土になりうるものは星ヶ丘団地と農業公社のハウス付近にあります。土質と量については協議していきます。

**質疑 嶋田一二三**

多面的機能支払交付金は、どのように配分するか。また、鳥獣害用の金網は対応できないか。

**答弁 田辺産業建設課長**

被害状況を見て緊急順位を図りながら順次交付したい。

金網は、基本的に地区の農地・水の団体で対応して頂きたい。

**質疑 田村清廣**

同じく多面的機能支払交付金1千3百万円について、台風16号は近年にない大洪水だったという事で、農地が相当荒れており、区長の調査の後に分かったもの、あるいは緊急を要しないから上げてなかったという事で、今後まだ増えて来る可能性があるが、後日出て来た場合の対応、追加が可能なかどうか。

**答弁 田辺産業建設課長**

コノヲ用地購入費ですが、土地開発公社が購入をした金額の現在の評価がこれであるので、そのまま2町2反を約2千6百万円で購入という事でよろしいか。

**質疑 田辺産業建設課長**

災害報告書の分を2月中旬に終わらせたいと考えていますので、追過分は今後の検討課題という事で考えています。

**答弁 藤本副村長**

公社が購入した金額に、現在までの利息を加味した金額を計上しています。

**質疑 田村清廣**

残土の関係で、すでに盛土がされた部分がいよいよ盛る訳で、残土です。無償で入れてあると思います。盛り上げに対する費用について、その評価についてどう考えているのか。

**答弁 藤本副村長**

残土処理に投じたお金というものは全然加味していない。買収金額約2千5百55万円に、今までの支払い利息を含め計上しています。

**質疑 新谷和幸**

資料の中で上長谷全域という項目があるが、今後部落全域で出しても、後から対応は考えてくれるのか。

**答弁 田辺産業建設課長**

また、被害届が出てない分に関して地区長と話し合い、取り上げていくと解釈していいか。

**答弁 田辺産業建設課長**

上長谷については、件数等の把握を依頼し、その報告書が出た後に協議し、箇所等を選定しています。

今出されていない所については、今後の検討課題とし、12月の区長会で協議したいと考えています。

**第6回臨時会**

**議案審議**

**平成28年**

**補足説明 武内総務課長**

平成17年に土地開発公社が購入した土地の価格に、村への基金利息をプラスした価格です。

**質疑 田村清廣**

土地の単価について、将来の為に議論しておきたいと思えます。

田の反当り1百70万円に、ついでに根拠が、土地の単価が経済状況の中で変動している。

県道用地は、必要な部分だけ1百70万円程度で購入されているが、今後の問題として、三原村が取得する、

あるいは土地開発公社が先行取得する場合に、必要な所だけでなく、全筆を1百

70万円で購入するのか。

また、その筆に引き続き用地が広く欲しい場合は、川沿いまで、道路から離れた所も1百70万円という事で今回出されているが、県道沿いの単価と、川沿いの単価と同じ単価でいくのか。

ユズの振興のために村が所有をするという事ですが、村全体で目標とする50ヘクタールを目指していますが、この土地を取得をし、植栽すれば50ヘクタールに届くのか、一旦50ヘクタールに届いたら、植栽は終わるのか。

**答弁 武内総務課長**

購入価格は、公共事業用地審議会で審議していたたいての単価になります。

**答弁 藤本副村長**

現在は50ヘクタールで一応区切りを付けます。

# 平成28年 第5回定例会(10月19日)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:-

議案	氏名	新谷	嶋田	浅井	宮地	大倉	増井	田村	武内	可否
工事請負契約の変更契約の締結について (ユズ搾汁用冷凍施設等新築工事) (変更前 146,912,400円、変更後 148,422,240円)		×	○	○	-	○	×	○	×	可
工事請負契約の変更契約の締結について(ユズ搾汁施設整備工事) (変更前 174,744,000円、変更後 172,730,880円)		×	○	○	×	○	×	○	-	可
平成28年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて (75,849千円の増額)		×	○	○	○	○	○	○	-	可

# 平成28年 第6回定例会(10月31日)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:-

議案	氏名	新谷	嶋田	浅井	宮地	大倉	増井	田村	武内	可否
土地の取得について(コノヲの土地を開発公社から購入)		○	○	○	○	○	○	○	-	可

## 常任委員会の動き(10月~11月)

### 総務常任委員会

10月12日 ◎ユズ選果、搾汁施設設計変更について(1回目)

◎台風16号の災害予算について

部落で出したものは、農地・水で一括計上し予算に入っているが、箇所付けは後日配布する。また、鳥獣害対策の金網の修理は計上していない。

◎空き家再生等推進事業について

1軒は近々発注し、後は12月に発注する。

10月17日 ◎ユズ選果、搾汁施設設計変更について(2回目)

11月14日 ◎下長谷区長からの要望について

色々な意見が出たが、今回の内容をまとめ、次回確認を行う。

◎元藤本電器の、農業公社と業者との業務委託契約解除について

当初考えていた製品が出来ない為、双方合意の上業務委託契約を解消し、機械も撤収した。

### 広報委員会

11月7日 ◎10月臨時会等の広報編集

11月14日 ◎10月臨時会等の広報編集



(単位：円)

# 決算のまとめ

区 分	28年度への繰越事業費繰越財源	実質収支額	左のうち基金に繰入れる額	28年度へ繰越して使用できる額
一般会計	44,703,000	49,910,887	25,000,000	24,910,887
特別会計	国民健康保険	50,084		50,084
	診療所	1,614,373		1,614,373
	介護保険	13,688,523		13,688,523
	簡易水道	0		0
	農業集落排水	0		0
	土地取得	0		0
	後期高齢者	0		0
	電気事業	547,212		547,212
合 計	44,703,000	65,811,079	25,000,000	40,811,079

## 平成27年度末 収入未済額の一覧表

(単位：円)

項 目	滞納繰越額	今年新たに増えた滞納額	欠損処分類	実質滞納額	対前年度比較		
					26年度末	増減額	
村 税	個人村民税	1,213,556	784,773	65,259	1,933,070	2,634,589	△ 701,519
	法人村民税	0	50,000	0	50,000	50,000	0
	固定資産税	3,298,468	1,471,700	393,077	4,377,091	4,560,564	△ 183,473
	軽自動車税	880,201	265,000	144,758	1,000,443	1,044,588	△ 44,145
	国保税(医療分)	815,922	599,094	76,114	1,338,902	1,718,783	△ 379,881
	国保税(介護納付金分)	108,948	126,077	10,158	224,867	229,505	△ 4,638
	国保税(後期高齢者分)	484,811	344,329	45,228	783,912	1,021,280	△ 237,368
	村 税 の 計	6,801,906	3,640,973	734,594	9,708,285	11,259,309	△ 1,551,024
負 担 金	学校給食費	251,299	141,250	0	392,549	278,899	113,650
	保育料	12,650	0	0	12,650	85,650	△ 73,000
	計	263,949	141,250	0	405,199	364,549	40,650
使 用 料	住宅使用料	2,624,612	929,800	0	3,554,412	2,822,349	732,063
	合併浄化槽使用料	0	0	0	0	10,073	△ 10,073
	計	2,624,612	929,800	0	3,554,412	2,832,422	721,990
財 産 収 入	土地貸付収入	0	1,438,000	0	1,438,000	0	1,438,000
	建物貸付収入	40,000	0	0	40,000	40,000	0
	計	40,000	1,438,000	0	1,478,000	40,000	1,438,000
雑 収 入	0	15,645	0	15,645	27,587	△ 11,942	
簡 水	水道使用料	3,507,948	846,806	0	4,354,754	3,803,338	551,416
農 集	集落排水処理施設使用料	284,640	62,494	0	347,134	292,677	54,457
介 護	保 險 料	1,086,549	394,000	25,800	1,454,749	1,349,049	105,700
	督促手数料	21,400	6,700	800	27,300	24,800	2,500
	計	1,107,949	400,700	26,600	1,482,049	1,373,849	108,200
後 期 高 齢	保 險 料	105,800	65,900	0	171,700	289,400	△ 117,700
	督促手数料	0	2,000	0	2,000	1,600	400
	計	105,800	67,900	0	173,700	291,000	△ 117,300
合 計	14,736,804	7,543,568	761,194	21,519,178	20,284,731	1,234,447	

# 平成27年度会計別

区 分	収 入 済 額		支 出 済 額		
	金 額	収入率(%)	金 額	執行率(%)	
一 般 会 計	2,815,049,483	87.7	2,720,435,596	84.7	
特別会計	国民健康保険	327,424,177	95.6	327,374,093	95.6
	診 療 所	47,089,642	99.2	45,475,269	95.8
	介 護 保 険	227,438,365	94.6	213,749,842	88.9
	簡 易 水 道	59,606,944	98.5	59,606,944	98.5
	農業集落排水	37,166,009	95.7	37,166,009	95.7
	土 地 取 得	95,000	95.0	95,000	95.0
	後期高齢者	27,207,027	93.7	27,207,027	93.7
	電 気 事 業	48,531,263	101.1	47,984,051	100.0
合 計	3,589,607,910	89.4	3,479,093,831	86.6	

## 村には土地や建物の他に次のような種類の財産があります

(単位：千円)

	基金名		定 額 運 用 基 金	基金名	
	金 額			金 額	
積 立 基 金	1. 財政調整基金			1. 土地開発基金	35,325
	普通会計	1,199,201		2. 奨学資金貸与基金	10,000
	国保特別会計	3,874		3. 高額療養費貸付基金	1,000
	診療所特別会計	53,799		4. 農産物価格安定基金等	9,079
	小 計	1,256,874		5. 生活排水浄化推進基金	15,000
	2. 減債基金	259,726		小 計	70,404
	3. 特定目的基金				
	むらおこし基金	310,359			
	地域開発基金	115,798			
	地域福祉基金等	133,787			
	小 計	559,944			
	4. その他基金	128,715			
				合 計	2,275,663

### 四国電力(株)中村支店から 公衆街路灯1灯が 寄贈されました

平成26年度以降取りやめとなっていました、「よんでんグループふれあい旬間」における街路灯の寄贈が今年度より再開され、平成28年11月7日、四国電力(株)中村支店から公衆街路灯1灯を成山に寄贈していただきました。

### がん検診広域実施事業 会場のご案内

実 施 日：平成29年1月21日(土)、  
平成29年2月26日(土)  
会 場：高知県総合保健協会幡多健診  
センター(宿毛市山奈町芳奈3-9)  
電 話：0880-66-2800  
検診種類：肺がん検診・胃がん検診・大腸がん  
検診・乳がん検診・子宮頸がん検診

# 公共財団法人 日本センチュリー交響楽団演奏会

平成28年10月5日



## 集落活動センター支援事業 消費生活出前講座

平成28年10月21日



## 幡多広域消費生活センター 出前講座

平成28年11月1日  
下長谷集会所

下長谷集会所にて、幡多広域消費生活センターの出前講座が開催されました



## 秋のおもてなし—斉清掃

平成28年10月25日

10月25日(火) 県の政策の1つで、同日複数の市町村でも行われました。  
大勢の方々のご協力で村内を綺麗にすることができました。ありがとうございました。



# ハロウィン 平成28年10月27日



# 三原村保・小・中合同発表会 平成28年11月8日

11月8日(火)三原村中学校体育館で「三原村保・小・中合同発表会」が開催され、当日は保護者や地域の方々が大勢参加してくださいました。

それぞれの発表を通じて日頃の保育園での頑張りが、学校生活での活動に取り組む真剣な姿勢がしっかりと伝わってきた発表会になりました。



# ゆず選果場落成式 平成28年11月11日



# 平成28年度 宝くじの社会貢献広報事業



宝くじの助成金による社会貢献広報事業として、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する平成28年度コミュニティ助成事業により「神輿と宮太鼓」が整備され、今年の秋祭りに華を添えることができました。



## ＜5部落において宮太鼓が新調されました＞



【袖ノ木部落】



【来栖野部落】



【宮ノ川部落】



【狼内部落】



【成山部落】

# 平成28年度 はたのあったかふれあいセンター合同作品展

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集える場所として、幡多管内には11ヶ所のあったかふれあいセンターがあります。

それぞれのあったかふれあいセンターを利用している方々の作品を一堂に展示します。ぜひ足をお運びください。



- 展示期間 平成28年12月13日(火)～12月21日(水) 10時～17時  
 会場 ヨンデンプラザ中村1階ギャラリー (四万十市中村大橋通6丁目9-21)  
 ※入場無料 駐車場が限られています  
 展示品 編み物・クラフト・パッチワーク・折り紙・俳句・川柳・ちぎり絵など  
 主催 はたのあったかふれあいセンター合同作品展実行委員会・幡多福祉保健所

問い合わせ先 幡多福祉保健所 地域支援室 (四万十市中村山手通19) TEL:0880-35-5973

## 三原村国民健康保険第三者行為の届け出

### 交通事故などが原因で受診するとき

交通事故やケンカなど第三者(自分以外)から傷害を受けたときや自損事故を起こしたときに、医療機関で受診し国保の保険証を使う場合には、必ず国保の窓口へ届け出をしてください。

本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に国保が立て替え払いをし、後から加害者に請求します。  
 ※お届けいただけない場合には、7～9割の医療費を返還していただくことがあります。

#### ●届け出に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証      ○印鑑      ○個人番号(マイナンバー)の分かるもの
- 第三者における被害届一式(住民課国保係に用意してあります)
- 交通事故の場合は交通事故証明書【原本】  
 (自動車安全運転センターで証明されます。そろわないときは後日でも可)

#### ●示談の前に必ず国保へ届け出を！

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、国保で医療を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

示談をする場合は、事前に国保の窓口へ連絡をし、示談成立の場合は、すみやかに示談書の写しを提出してください。また、治療が完了・中止したときは必ずご連絡ください。

#### ●第三者の不法行為とは次のような場合です。

- 交通事故    ○傷害事件    ○ケンカ    ○店舗での食中毒    ○動物による咬傷

#### ●問い合わせ 住民課国保係

## 国際交流員の

\*\*\*\*\*

# ニコラス・コンチーです!

★  
vol.2



冬になりました!

とても長い夏でしたがやっと涼しくなってきました。三原村の寒さはまだよくわかりませんが、カリフォルニアは一年間ほとんど毎日晴れているので、四季の変化を楽しみにしています。

10月の広報で「初めての体験」という言葉をきっかけに三原村に引っ越してきた理由について書きましたが、新しい事を山ほど体験してきました。授業で子供と親しくなって、運動会にも参加させていただきました。アメリカには運動会のようなイベントがないので、それも新しい経験でした。

それに、柚ノ木の太刀踊りを1週間練習した後で本番に出ました。雨のため泥の中で踊って滑りっぱなしでしたが、素敵な祭りとなりました。

アメリカの秋祭りといえば、10月31日にハロウィンを祝います。あとは11月の第3木曜日にThanksgiving(収穫感謝祭)という祭りを祝います。1621年アメリカに引っ越してきたイギリス人が、最初の冬に病気になって危ない状態になりました。でも、周辺の先住民が手伝いにきて、食べ物をくれました。その協力を記念する祭りを作りました。現在は、日々食べる事に困らず仕事があり、家族がいる事に感謝する日になりました。七面鳥、マッシュポテト、クランベリーソース、かぼちゃパイなどの伝統的なごちそうが食卓に並びます。「Thanksgiving」の言葉を口にするとお腹が減ってきます。素敵なお祭りです。

先日Thanksgivingの前に11月のどぶろく祭りに参加させていただきました。初めて丸太早切りに挑戦し、三原米をもらいました。それに餅投げにも参加できました。そのときに私が建物の上にいるのが見えましたか?

11月の始めに、アメリカの大統領選挙が終わりました。アメリカで政治の雰囲気が変わってきて、今までとは違う雰囲気の選挙になりました。アメリカでは、毎日選挙の話ばかりだったので、8月から遠い三原村に来てうれしく思います。でも、選挙がなくても三原にいてうれしいですね。では、また今度!寒い日が続きますので、気をつけてください。



どぶろく祭りでの餅投げ



入野ビーチでサーフィンできた!

# 国民年金広場

## 日本の国民年金制度 vol.2

### 5.保険料を納めることが困難なとき(保険料免除制度)

所得が少ない等の理由で保険料を納めることが困難な場合は、市区町村役場に保険料免除等の申請を行ってください。

年金事務所で前年所得などを審査して承認された場合は、保険料の全額又は一部が免除されます。

保険料の免除制度の種類、納付いただく保険料及び保険料を全額納付いただいた場合と比較した免除等の期間にかかる老齢基礎年金の額は右のとおりです。

免除制度の種類	保険料額	老齢基礎年金の額
全額免除	0円	8分の4
4分の1納付(4分の3免除)	4,070円	8分の5
半額納付(半額免除)	8,130円	8分の6
4分の3納付(4分の1免除)	12,200円	8分の7
納付猶予	0円	0
学生納付特例制度	0円	0

【ご注意ください】

- (1)4分の1納付、半額納付及び4分の3納付は、一部保険料を納めなかった場合、一部免除が無効となり未納と同じになるため、将来の老齢基礎年金の計算に含まれないだけでなく、万が一の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合がありますのでご注意ください。
- (2)納付猶予制度は50歳未満(※)の方がご利用できます。  
※平成28年6月以前は、30歳未満であった期間が対象となります。
- (3)学生納付特例制度は学生の方がご利用できます。一部の学校を除き外国の教育機関等の日本校は対象となりません。また、短期の就学は対象となりません。

### 6.保険料の追納

全額免除や一部納付などが承認された期間については、10年以内に保険料を納付すること(追納)もできます。追納した場合、将来の老齢基礎年金の計算は、保険料を全額納付した場合と同じです。

ただし、免除等が承認された期間が属する年度の翌年度から起算して、3年度目以降に追納される場合は、当時の保険料に一定の加算金がつきます。

### 7.国民年金から支給される年金給付

#### (1)老齢基礎年金

国民年金の保険料を25年以上納めたなどの条件を満たした方に、原則65歳から支給されます。

★年金額 = 780,100円(40年間保険料を納めた場合の平成28年度の年額)

#### (2)障害基礎年金

国民年金に加入中に初診日のある病気やケガにより、障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にある場合は、障害基礎年金が支給されます。

★年金額 = 975,125円(1級の平成28年度の年額)

780,100円(2級の平成28年度の年額)

#### (3)遺族基礎年金

国民年金に加入中の方が亡くなった場合は、その方に生計を維持されていた遺族(子のある配偶者、又は子)に遺族基礎年金が支給されます。

★年金額 = 1,004,600円(子が一人ある配偶者に支給される平成28年度の年額)

※65歳前までに日本に帰化した人、永住許可を受けた人などの海外居住期間のうち、昭和36年4月1日から日本国籍を取得した日などの前日までの20歳以上60歳未満の期間は25年の受給資格期間に含まれます(合算対象期間といいます)。この合算対象期間は、老齢基礎年金の資格期間を満たしているかどうかをみる場合は算入されますが、老齢基礎年金の年金額を計算する場合にはその基礎としません。

※障害基礎年金や遺族基礎年金には一定の保険料納付要件があり、この要件を満たさないと受給できません。詳しくはお問い合わせください。(「10.国民年金に関する相談・お問い合わせ先」参照)

## 8. 脱退一時金

国民年金の保険料納付済期間(第2号、第3号期間は除く)などの合計が6ヶ月以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない外国人の方が、日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求していただくことができます。

脱退一時金の額は、保険料納付月数に応じて、右のとおりとなっています。(最終納付月が平成28年度である場合)

保険料納付済期間の合計※	支給額
6ヶ月以上12ヶ月未満	48,780円
12ヶ月以上18ヶ月未満	97,560円
18ヶ月以上24ヶ月未満	146,340円
24ヶ月以上30ヶ月未満	195,120円
30ヶ月以上36ヶ月未満	243,900円
36ヶ月以上	292,680円

※保険料納付済期間の合計は、以下により計算されます。

$$\text{全額納付月数} + (4\text{分の}1\text{納付月数}) \times 1/4 + (\text{半額納付月数}) \times 1/2 + (4\text{分の}3\text{納付月数}) \times 3/4$$

### 【請求手続き】

- ① 日本国内に住所を有しなくなったことから、転出届を市区町村に届け出る際には、一緒に国民年金の資格喪失届を提出してください。また、脱退一時金の裁定請求書を取り寄せてください。裁定請求書の用紙は、市区町村役場の国民年金担当窓口、全国の年金事務所又は日本年金機構ホームページにご用意しています。
- ② 裁定請求書を提出する際には、請求書に記載している注意事項をご確認いただき、必要な事項を記入のうえ、〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構あてに、Eメールでお送りください。  
※脱退一時金を受け取ると、その支給対象となった期間は保険料納付済期間とはならないので、ご注意ください。

## 9. 社会保障協定について

日本の二国間で、年金制度の二重加入を防止するとともに、外国の年金制度の加入期間を取り入れ年金が受けられるように協定を締結している国があります。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。(http://www.nenkin.go.jp/)

## 10. 国民年金に関する相談・お問い合わせ先

国民年金に関するお問い合わせは、年金手帳を持参の上、お住まいの市区町村役場又は年金事務所までお願いします。

お電話によるお問い合わせの場合は、下記の「ねんきんダイヤル」へお電話ください。(日本語によるサービスです。)

また、お問い合わせの際は、年金番号が記載された年金手帳等の資料をご用意ください。

- 「ねんきんダイヤル(国内からのご利用)」0570-05-1165 → 市内通話料をご負担いただきます
- 「ねんきんダイヤル(国外からのご利用)」+81-3-6700-1165 → 国際通話料金をご負担いただきます

# 幡多クリーンセンター 年末年始のゴミの直接持込みについて

※昼休み12:00～13:00のごみの受け入れは行っていません。

年 末	12月29日(木曜日)	受入時間
	12月30日(金曜日)	通常通り 9:00～16:30 当日 9:00～16:00
年 始	12月31日(土曜日) ～1月3日(火曜日)	休業日のため、ゴミの受け入れは致しません
	1月4日(水曜日)	通常通り 9:00～16:30

幡多クリーンセンター ☎0880-31-2600

## 年末年始の一般家庭ゴミ収集について

村内のごみ収集の最終日は 12月30日(金)で、収集地域は、B地区です。  
ごみ収集は年が明けて、1月4日(水)のかん・ピン収集から行います。  
収集日以外の日には、ゴミステーションにゴミを出さないでください。  
「ゴミを出す日」は、村のカレンダーをご覧ください。



三原村住民課 ☎46-2111

## 人権擁護委員はあなたの身近な相談パートナーです

人権擁護委員を御存知ですか。地域の住民の皆さんの人権が侵されないように絶えず見守り、もし、人権が侵されたときには法務局と連携して、救済のための適切な措置を採るとともに、人権尊重思想を御理解いただくための活動を行うことを使命としています。

家庭、学校、職場、地域社会などでの困りごとや悩みごとは、お気軽に人権擁護委員に御相談ください。相談料は無料で、相談内容の秘密は厳守します。

あなたの街の人権擁護委員は、次の方々です。 津野 寿雄 黒岩 康見

## 12月4日から10日までは人権週間です

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々々が達成すべき共通の基準として、昭和23年(1948年)12月10日の第3回国際連合総会において採択されました。

国際連合は、世界人権宣言の採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー(Human Rights Day)」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間(12月4日から10日まで)を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めております。

高知地方法務局においても、今年度の人権週間行事のひとつとして、県内の主要箇所にて「特設人権相談所」を開設し、DV、セクハラ、ストーカーなどの女性に関する人権問題や、児童虐待、いじめ、体罰など子どもに関する人権問題、高齢者や障害者に対する差別や虐待、その他くらしの悩みごと等、人権に関する御相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

お気軽に、最寄りの「相談窓口」を御利用ください。

※お問い合わせは、最寄りの法務局又は三原村役場住民課まで。

## 戦没者等のご遺族の皆さまへ 第十回特別弔慰金の時効失権について

### ○時効失権

第十回特別弔慰金については、平成27年4月1日から請求を開始しましたが、請求期限は平成30年4月2日までとなっており、請求期間内に請求を行わないと、時効により特別弔慰金を受ける権利が消滅します。

### ○特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

### ○支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### ○支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

### ○請求期間 平成27年4月1日から平成30年4月2日

(請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。)

### ○請求窓口 三原村役場 住民課 福祉係

請求手続など詳しくは、三原村役場 住民課 福祉係(☎0880-46-2111)までお問い合わせください。

## 「林業就業支援講習」の受講者募集

林業への就業を希望する方を対象に、林業に関する座学や林内作業見学、就業相談等を行います。(資格取得なし)

- ①日 時 平成29年1月18日(水)～1月21日(土)(4日間) 基本的に9:00～17:00
- ②場 所 森林研修センター 他(香美市土佐山田町大平80)
- ③申込締切 平成29年1月6日(金)
- ④そ の 他 受講料は無料(修了者に対し、受講中の宿泊費一部補助あり)最終日に「林業就業相談会」に参加します。

## 「林業就業相談会」の参加者募集

森林組合や林業会社の採用担当者との相談・面談会です。

- ①日 時 平成29年1月21日(土) 13:30～16:30(受付最終16:00)
- ②場 所 高知商工会館 4F光の間(高知市本町1丁目6-24)
- ③そ の 他 申し込みは不要です。直接会場にお越し下さい。

【お問い合わせ・申込先】(公財)高知県山村林業振興基金 高知県林業労働力確保支援センター TEL0887-57-0366

### 多重債務でお悩みの方に

四国財務局には、借金を抱え悩んでおられる方々のための「相談窓口」がございます。一人で悩まず、ご相談下さい。必要に応じて、弁護士・司法書士などの法律専門家への引継ぎも行っております。

相談方法 相談は無料です。まずお電話下さい。

こちらから電話をかけ直しいたします。

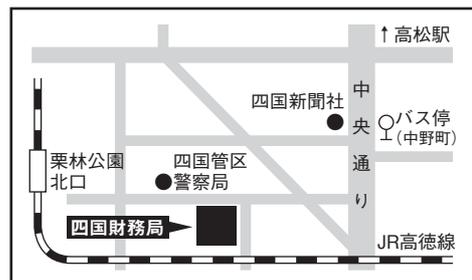
連絡先 四国財務局 多重債務者相談窓口

TEL:087-831-2155(直通)・FAX:087-862-8798

住所:高松市中野町26番1号

受付時間 月曜日～金曜日(祝日及び12/29～1/3を除く)

9時～12時、13時～17時



国・地方の女性活躍状況が一目瞭然！！  
女性はもちろん、男性も必見！！

# 女性活躍推進法 「見える化」サイト

職業選択に資する情報公表を中心に、女性活躍推進法に基づく  
国・地方公共団体の取組を一覧で「見える化」！！

- ★ 女性の採用・管理職割合、男女別の育休取得率や超過勤務の状況等、国・都道府県・市町村における女性職員の活躍状況に関する情報や、行動計画、地域の実情に応じた取組を一覧化し掲載。
- ★ 就職活動中の学生さんや求職中の方々の職業選択に役立つとともに、各機関・団体の働きやすさ、人材の活躍状況など、男性や住民の方々、人事担当者にとっても有益な情報を掲載。



**女性活躍推進法 内閣府**

**検索**

URL:[http://www.gender.go.jp/policy/suishin\\_law/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/index.html)



## 女性活躍推進法

「見える化」サイト

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が平成27年8月28日に国会で成立しました。これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられました。

※高時雇用する労働者が300人以下の民間企業等には努力目標

女性職員の活躍状況に関する情報公表の例：

- 女性職員の採用割合
- 超過勤務の状況
- 管理職の女性割合 等、全13項目（選択式）

府庁等名 (行動計画へのリンク)	(1)女性職員の 採用割合 (%) (注)	(2)採用試験の 受検者の 女性割合 (%) (注)	(3)職員の 女性割合 (%) (注) (調)
内閣府	総合職等 31.3% 一般職(大卒程度)等 50.0% 一般職(高卒程度)等 48.0% 期間業務職員 87.7%		総合職等 15.6% 一般職(大卒程度)等 17.1% 一般職(高卒程度)等 17.3% 選考採用 15.9% その他の採用区分 27.3% 期間業務職員 87.9% 派遣労働者等 72.7%

行動計画にすぐアクセス！

推進計画の策定状況

都道府県（推進計画へのリンク（又は策定予定年度））						
北海道	青森県	平成28年度中	岩手県	宮城県	平成28年	
山形県	福島県	平成28年度中	茨城県	平成28年度中	栃木県	平成28年
埼玉県	千葉県	平成28年度中	東京都	平成28年度中	神奈川県	平成29年
富山県	石川県	平成28年度中	福井県	平成28年度中	山梨県	平成28年
岐阜県	平成28年					
静岡県						
愛知県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						

地域の実情に応じた推進計画の策定状況

法律、基本方針等  
経表・PDFはこちら ▶

各種情報  
(CSV)ダウンロード

関連情報・関連サイト

公共調達及び補助金の活用に関する取組指針

女性公務員の活躍に関する情報はこちら

特定事業主行動計画情報公表  
経表はこちら ▶

推進計画、協議会  
経表はこちら ▶

国の状況  
都道府県の状況  
政令指定都市の状況  
政令指定市の状況

一般事業主（民間企業等）についてはこちら

女性の活躍推進企業データベース

厚生労働省  
Prime Minister of Japan and His Cabinet  
すべての女性が輝く社会づくり本部

国の調達の取組も一覧化！

民間事業主の情報は、厚生労働省の「女性活躍推進企業データベース」で公表！

## 見守り新鮮情報

数日前、デパートの社員を名乗る電話があり、「あなたのクレジットカードで8万円のバッグを買いに来ている人がいる。身に覚えがなければ販売を中止するので、銀行の業界団体へ電話するように」と言われた。教えられた番号に電話をかけると、「キャッシュカードの暗証番号を変えないといけない。一番良いのは今の暗証番号を逆の番号にすること」と言われ、いつの間にか暗証番号を教えてしまっていた。念のためデパートへ確認の電話をしたところ、だまされたことがわかった。(80歳代 女性)

### 百貨店を名乗る不審な電話に気をつけて！

#### ひとこと助言

- 百貨店が直接顧客に対し「店頭であなたのカードが別の人に利用されている」などと電話することはありません。このような電話があったらすぐに切りましょう。心配な場合は、百貨店に直接確認してください。
- 銀行の業界団体などの金融関係者が、電話で暗証番号を聞くこともありません。絶対に暗証番号を教えないようにしましょう。
- 少しでも怪しいと思ったら、お住まいの自治体の警察や消費生活センター等にご相談ください。(消費者ホットライン188)



イラスト:黒崎 玄

## 幡多広域消費生活センター便り

### 『電気通信サービスの新たな消費者保護ルールが導入されました』

(平成28年5月21日施行 改正電気通信事業法令)

#### 【説明義務の充実・書面交付義務の導入】

- 高齢者や障害者等に配慮した説明を契約前に行うことが義務付けられました。
- 携帯電話サービスのいわゆる「2年縛り」契約等が自動更新される際に、利用者に事前通知することが義務付けられました。
- 契約が成立した後は、契約書面を利用者に交付することが義務付けられました。(利用者が承諾した場合、電子メールやウェブサイト等で電子交付されることもあります。) ご自身の契約書面をチェックしましょう。
- 継続して勧誘を受けないと利用者が求めたにもかかわらず、事業者または代理店が勧誘を継続する行為や、事業者又は代理店が重要事項について事実でないことを告げる行為等が禁止されました。
- 電気通信事業者が代理店に対し指導等の措置を講じることが義務付けられました。

#### 【初期契約解除制度の導入】

- 一定の範囲の電気通信サービスの契約について、契約書面の受領日を初日とする8日間が経過するまでは、電気通信事業者の合意なく利用者の都合で契約を解除できる制度です。クーリング・オフに似た制度ですが、電話勧誘販売や訪問勧誘だけでなく、制度が適用される契約なら、はがき等の書面を事業者に送付する事で契約解除ができます。
- 初期契約解除制度で契約の解除をした場合、契約解除までに利用したサービスの利用料、契約解除までに行われた工事の費用、事務手数料は契約に基づき支払う必要がありますが、それ以外の違約金等は契約に定められていても支払う必要がありません。また、このうち工事費用と事務手数料は、法令で定められた上限額までしか支払う必要がありません。

#### 総務省電気通信消費者相談センター

総務省四国総合通信局 〒790-8795 松山市宮田町8-5 電話:089-936-5042

困ったときは、消費生活センターへご相談ください。 幡多広域消費生活センター  
相談受付:月曜日～金曜日(祝祭日および年末年始を除く) 9:00～12:00 / 13:00～17:00

電話:0880-34-6301 F A X:0880-34-6295

住所:〒787-0012 四万十市右山五月町8番32号 四万十市立働く婦人の家1階

# パーキンソン病について

高知大学医学部附属病院神経内科

講師 大崎 康史

パーキンソン病の発症年齢の幅は広く、30-90歳位までですが、高知県の調査では65-70歳の間が最多でした。つまり、県内には約1,400人の患者さんがおいでることになります。年齢層別では75-84歳が多いですが、40歳以下の若い方もおいでます。

この病気の運動症状の責任病巣は脳の黒質で、黒質から線条体に延びる神経が障害されることがわかっています。しかしながら、パーキンソン病と診断される時期の患者さんの頭部MRIに異常はありません。

嗅覚低下、便秘、レム睡眠中に夢の中でパートナーを叩いたり蹴ったりするレム睡眠期行動異常がある場合は、後にパーキンソン病になる確率が高いといわれています。また、遺伝子異常をおもちの方は素因を持っていることになります。

初発症状は3つです。指・足タップや肘から先を回内・回外するのが遅くなるのは「無動」です。筋肉が固くなる「筋強剛(きんきょうごう)」は、関節を動かした時の抵抗で判断します。「振戦」のなかで特徴的なのは、4-6Hzの周波数で、診察室に入ってきた直後ではなく、話が進んで会話に集中した時に手や足が震える安静時振戦です。症状が片側から始まることがほとんどで、数年以上かけて両側性になります。

3つのなかの「無動」プラス「筋強剛または振戦」があり、片側からの発症であり、かつ薬物が有効であれば、診断確定です。ダットスキャンでは、正常な人よりは薬剤の取り込みが低く、最初に左側から症状が出現した場合、右脳の取り込みがより低くなります。診断の難しいときには、心臓に分布する神経の働きを調べる心筋シンチグラフィ、脳のどの部分の血流が低下しているかを調べる脳血流シンチグラフィなどの検査を行うこともあります。

パーキンソン病の診断がついても、全員の患者さんにすぐに薬物治療を始めるわけではありません。ヨガや太極拳、プールでの歩行、散歩などを行うと、運動機能がより長く維持されるという研究結果もあります。薬物治療なしで運動を行ってもらい、その後少しずつ症状が進行して、患者さんが日常生活や仕事に支障を感じ始めるころに、相談のうえで薬物治療の開始を決定します。

薬物治療を開始すると、1日に数回以内の服薬で症状が緩和されます。一般に、高齢者または認知機能障害がありそうな時にはL-ドパ製剤をお勧めします。いっぽう、若年者や比較的若い方で認知機能障害などが無い時には、受容体賦活薬などをお勧めします。脳内では病気は少しずつ進行しますが、毎日の生活の中で進行を意識することはほとんどありません。平均して1年に1回程度、薬剤の増量が必要です。

開始して平均10年は、大きな問題なく日常生活を送ることができます。人によっては3-5年経過したころから、内服後に時間が経過してから効果が出現したり、効果の減退が早くなる現象(オン・オフ現象)が起きたりします。ジスキネジアは体がねじれる様な不随意運動ですが、薬物濃度が高い時間に現れることもあれば、薬物効果が表れる前の減弱する時間に合わせて現れることもあります。これらを運動合併症と呼んでいます。寿命は長いのですが、病気の最後のほうでは車いすでの生活時間が長くなり、認知症を併発する確率が高くなります。抑うつやアパシー、疲労感を強く感じることの合併が多いことも知られています。

日常生活での留意点としては、転んで骨折することと、食物がむせて気管にはいつて肺炎を起こすことがないように、できる限りの注意が必要です。

楽しみながら、歩行、水泳、ヨガ、太極拳などの運動をしましょう。大きな声を出す発生練習も大事です。家事、仕事は普通の人と同じように行うことが大切です。夜はよく休み、また規則正しく薬を服薬しましょう。旅行、海外旅行もOKです。病気のことを考えてくよくよせず、配偶者や友人と楽しく過ごしましょう。

# 自衛官等採用試験のお知らせ(自衛官候補生・予備自衛官補)

## 【自衛官候補生】

- 【身分】 特別職国家公務員(自衛隊員)
- 【応募資格】 学歴不問 18歳以上27歳未満の男子
- 【試験種目】 筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査
- 【受付期間】 受付は年間を通じて行っております。
- 【試験期日】 受付時にお知らせします。
- 【給与等】 (月額)126,900円、自衛官任官後(約3ヶ月後)161,600円 平成27年4月1日現在
- 【各種手当】 自衛官任官後、扶養手当、地域手当、航海手当、航空手当等がそれぞれの該当者に支給されます。また、年2回期末・勤勉手当が支給されます。
- 【休日・休暇】 年次休暇のほか、年末年始の特別休暇等があり、週休2日制が実施されています。

## 【予備自衛官補一般・技能】

- 【身分】 非常勤の特別職国家公務員
- 【受験資格】 (一般)18歳以上34歳未満  
(技能)18歳以上53～55歳未満(資格内容により異なります。)  
※技能公募につきましては、各種資格が必要となります。下記連絡先までお問い合わせ下さい。
- 【試験種目】 (一般)筆記試験(国語、数学、理科、社会、英語及び作文)、口述試験、適性検査、身体検査  
(技能)筆記試験(小論文)、口述試験、適性検査及び身体検査
- 【受付期間】 平成29年1月初旬～平成29年3月中旬ごろ予定
- 【試験期日】 平成29年4月初旬ごろ予定
- 【手当等】 日額 7,900円(教育訓練参加日数分支給)  
自宅から訓練実施駐屯地までの交通費を支給します。

防衛省 自衛隊高知地方協力本部四万十地域事務所

電話番号 0880-35-3096 E-mail kochi-pco40010@softbank.ne.jp

## 当直医療機関

平成28年12月～平成29年1月の年末年始・休日緊急診療の当直医療機関は下記のとおりとなります。ただし、救急患者以外の診療や往診は御遠慮下さい。

休日当直日	四万十市	宿毛市	土佐清水市
12月31日(土)	山下整形外科 (0880)34-0511	聖ヶ丘病院 (0880)63-2146	渭南病院 (0880)82-1151
1月1日(日)	四万十市立病院 (0880)34-2126	田村内科クリニック (0880)63-1668	松谷病院 (0880)82-0001
1月2日(月)	竹本病院 (0880)35-4151	筒井病院 (0880)66-0013	渭南病院 (0880)82-1151
1月3日(火)	大野内科 (0880)37-5281	奥谷整形外科 (0880)63-1202	松谷内科 (0880)82-1377

## 緊急歯科診療

幡多地区での平成28年度年末年始の当番医療機関は以下の通りです。

診療時間:午前9:00～12:00

12月30日(金)	西村歯科診療所	宿毛市貝塚1番3号	(0880)63-4748
12月31日(土)	平井歯科医院	宿毛市高砂22番11号	(0880)65-7107
1月1日(日)	二神歯科病院	宿毛市平田町戸内4300番地1	(0880)66-1517
1月2日(月)	松岡歯科医院	四万十市中村東町3丁目2番22号	(0880)35-4888
1月3日(火)	宮定歯科医院	四万十市右山五月町3番20号	(0880)34-4664

平成28年度  
三原村

# どぶろく！農林文化祭



11月3日(木)  
農業構造改善センターで三原村どぶろく・農林文化祭が開催されました。  
今年はどうろくの試飲、早飲み競争や長い太巻き作りの他にも、丸太の早切りが行われ、また、会場ではどぶろく大鍋が振舞われるなどして大勢の人で賑わうイベントになりました。

**およろこび**

かよう れんた  
**加用 蓮太くん**  
平成28年10月15日生  
父:誠治さん  
母:直美さん



「ひめころん」さん  
司会の愛媛住みます芸人